

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成20年12月1日(月)午後3時05分～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所所長室

3 出席者

(委員)

青島敏江, 池上直美, 海野フミ子, 小栗正雄, 三摩真己, 末木宏典, 長谷川孝夫, 真子義秋(以上, 学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上, 弁護士), 櫻井登美雄, 水谷美穂子(以上, 裁判官)

(事務担当者)

太田雅夫(事務局長), 富山豊(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 青木克仁(少年首席書記官)

(庶務)

中村陽史(総務課長)

4 議 事

- (1) これまでの委員会が出された意見を踏まえ, 前回以降に行われた裁判所の広報活動について結果報告があった。
- (2) 今回のテーマである少年事件について意見交換を行う前提として, 事務担当者から少年事件手続の概要について説明があり, 続いて, 少年事件を実際に担当している裁判官から体験談や感想を話してもらった。
- (3) 次に, 裁判所が少年に対して行う教育的働きかけ(保護的措置)について事務担当者から説明を行った。

説明後, ある委員から, ここまで工夫して実施されていることを初めて知った。保護的措置について予算措置は十分執られているのか。また, 各家裁

で行われている保護的措置について情報交換はしているのかとの発言があった。

これに対し、事務担当者からは、対人援助型の保護的措置の場合には、老人ホーム等に事務費を支払っているが、それ以外に財政的な裏付けはない。公園清掃や自転車再生事業では、少年友の会からお茶などの援助を受けている。なお、万引被害を考える教室の講師には謝金を支払っている。また、他の家裁でどのようなことをしているかは、調査に行ったり、上級庁が取りまとめたものを見て参考にしているとの回答があった。

続いて、別の委員から、少年事件の終局結果について、過去5年間の数値があれば知りたい。特に逆送になった事件の詳細が知りたい。保護的措置については、措置が執られた少年の再犯率は分かるか。また、一過性の非行を対象とするというが、一過性の定義は何か。一回で済むような非行なら警察からの説諭で足りるのではないかとの発言があり、次回の委員会までに裁判所で検討して回答することとされた。

- (4) 最後に、裁判所から委員会に対し、保護的措置について現在の当庁における取組のほかに適当なものはないか。また、「万引被害を考える教室」の適当な講師としてだれが考えられるかの2点について、次回の委員会で意見を聞きたいとの提案があった。

5 次回の意見交換のテーマ

「少年事件について」(続行)

6 次回開催日時

平成21年3月6日(金)午後1時30分